

軽自動車税の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請した年度の軽自動車税の減免（免除）を受けることができます。なお、申請は毎年必要になります。

【対象となる軽自動車等】

- ◆ 心身に障がいのある方が所有し、使用する車両
- ◆ 心身に障がいのある方のために生計を一にする方が所有し、使用する車両
- ◆ 心身に障がいのある方が所有する車両のうち、心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する車両（障がいのある方のみで構成されている世帯のみ対象）

【注意事項】

- ・心身に障がいのある方の移動のために使用していない軽自動車は減免の対象にはなりません。（例：入院中、施設入所中など）
- ・減免は一人につき普通自動車も含め一台に限ります。
※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所（☎029-221-6605）へお問い合わせください。
- ・減免を受けると福祉タクシー助成券を利用できません。
- ・軽自動車税が口座振替の場合、納付書払いへの切り替えが必要です。
- ・減免承認までは車検の納税確認ができません。令和8年6月中に車検を受ける方は申請時にご相談ください。

【対象となる障害等級】

身体障害者手帳 (交付年月日が令和8年3月31日以前のもの)		手帳の等級					
障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		●	●	●	●		
聴覚障害			●	●			
平衡機能障害				●			
音声機能障害(こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害)				●			
上肢障害		●	●				
下肢障害		●	●	●	○	○	○
体幹機能障害		●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	●	●				
		●	●	●	●	●	●
心臓機能障害		●		●			
じん臓機能障害		●		●			
呼吸器機能障害		●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障害		●		●			
小腸機能障害		●		●			
免疫機能障害		●	●	●			
肝臓機能障害		●	●	●			


●は障がいのある方本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合に対象
○は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

療育手帳 (茨城県で交付され、判定が有効期限内のもの)
判定がⒶ（最重度）またはA（重度）

精神障害者保健福祉手帳 (判定が有効期限内のもの)

障害等級が1級で下記のいずれかに該当する場合
 ・自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方
 ・医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方
 ・当該障がいの治療のため通院している方

戦傷病者手帳の交付を受けている方は身体障害者手帳と同等の障がいがあれば対象になります。

その他の条件や必要書類など、詳しくは茨城県ホームページをご覧ください。


【必要書類】

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
2. 令和8年度軽自動車税納税通知書 ※納付せずにお持ちください
3. 軽自動車税減免申請書（ホームページ・窓口にてご用意してあります。）
4. 運転する方の運転免許証（免許証両面をコピーしたのも可）
5. 納税義務者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）
6. 障がいのある方と住所の異なる方が運転する場合は扶養関係または親族関係がわかる書類（資格確認書や戸籍謄本など）

【申請期間】

納付書が届いた日（5月中旬頃）～6月1日（月）
 ※口座振替の登録がされている方は、5月15日（金）までにご相談ください。

【申請場所】

税務課 1階5番窓口

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

職場の健康保険に加入した皆さまへ

国民健康保険（以下、国保）の加入者が就職等により職場の健康保険に加入した場合は、**国保を脱退する手続きが必要**です。下記のものを持参し、保険課までお越しください。
 ※同一世帯の方は電子申請が可能です。

いばらき電子申請・届出サービスはこちら→



▶手続きに必要なもの

- ・職場の資格確認書または資格情報のお知らせまたはマイナポータル資格情報画面（職場の健康保険に加入した方全員分）
- ・国保の資格確認書または資格情報のお知らせ（職場の健康保険に加入した方全員分）
- ・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ・世帯主名義の口座情報が確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ・委任状（別世帯の方が手続きする場合は必要）

▶注意事項

- ・健康保険組合等に加入した後に、茨城県国保を使用して医療機関を受診した場合は、医療費を茨城県に返還していただくこととなります。
- ・国保の脱退手続きを行わないと、国保税が課税されたままになります。
- ・郵送での手続きを希望する場合は、必要な書類を郵送しますので、下記までご連絡ください。なお、返送代・コピー代についてはお客様負担となります。

安い！安心！ ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-292-7113（直通）

最新年度の所得証明書・課税(非課税)証明書について

令和8年度（令和7年分）*の町・県民税に関する所得証明書・課税（非課税）証明書の発行開始日は下記のとおりです。税務課窓口にて取得の場合には、本人確認書類を必ず持参してください。本人または同居家族以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要です。詳しくは税務課までお問い合わせください。

*令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得

発行可能な方 令和8年1月1日時点で町内に住民記録がある方

対象者	交付開始日	手数料（円）
●町・県民税の全額を給与から天引き（特別徴収）で納める方 ●上記の控除対象配偶者および扶養親族	5月15日（金）	300円
●納付書または口座振替（普通徴収）で納める方 ●給与特別徴収と普通徴収の両方で納める方 ●年金からの天引き（年金特別徴収）で納める方 ●非課税の方 ●上記の控除対象配偶者および扶養親族	6月12日（金）	300円
●マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書を取得する方	6月12日（金）	200円

【問合せ先】 税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114（直通）